

# 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

## 1 経緯及び背景

水道法により水道事業者に設置が義務付けられている布設工事監督者や水道技術管理者の資格要件について、本市では、水道法施行令及び水道法施行規則（以下「水道法施行令等」とします。）に定められた基準を参酌し、「小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例」においてその内容を定めています。

今般、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い人材の確保が困難となっている社会情勢に鑑み、水道法施行令等において資格要件の見直しが行われました。

これに伴い、本市においても当該条例で定める資格要件を改正するものです。

## 2 改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例

## 3 改正内容（概要）

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令等の改正内容のとおり変更することとします。

なお、主な改正内容は、次のとおりです。

### (1) 布設工事監督者の資格要件の変更

#### ア 実務経験年数における他分野の実務経験の加味

必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における設計、積算及び現場監督等の実務経験についても算入可能とします。

#### イ 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等

(ア) 機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれに相当する課程を修めて卒業した者について、必要とする技術上の実務経験年数を次のとおり短縮します。

区 分	技術上の実務経験年数	
	改正後	改正前
大学卒業生	4年以上	10年以上
短期大学・高等専門学校卒業生 専門職大学前期課程修了者	6年以上	
高等学校・中等教育学校卒業生	8年以上	

(イ) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者について、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めていた場合であっても、必要とする技術上の実務経験年数を短縮しないこととし、これを3年以上とします。(現行は2年以上)

ウ 国家資格（1級土木施工管理技士）取得者に係る資格要件の追加

1級土木施工管理技士の資格を有し、水道、工業用水道、下水道、道路又は河川分野に関する技術上の実務に3年以上（うち水道については1年6か月以上）従事した経験を有する者は、布設工事監督者の資格を有することとします。

## (2) 水道技術管理者の資格要件の変更

ア 布設工事監督者の有資格者に係る規定の廃止及びこれに伴う規定の整備

「布設工事監督者たる資格を有する者」を資格要件から除外し、これに伴う土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者に係る水道に関する技術上の実務経験の要件を次のとおりとします。

区 分	技術上の実務経験年数
大学卒業生	3年以上
短期大学・高等専門学校卒業生 専門職大学前期課程修了者	5年以上
高等学校・中等教育学校卒業生	7年以上

イ 衛生工学又は水道工学に関する学科目の履修者に係る特例の廃止

大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者について、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めていた場合であっても、必要とする技術上の実務経験年数を短縮しないこととし、これを3年以上とします。(現行は2年以上)

ウ 国家資格（1級土木施工管理技士）取得者に係る資格要件の追加

1級土木施工管理技士の資格を有し、水道に関する技術上の実務に3年以上従事した経験を有する者は、水道技術管理者の資格を有することとします。

#### **4 施行日**

公布の日（令和7年6月下旬を予定）